

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二六
  - 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二六
  - 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件 二六
  - 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 二八
  - 公金の収納の事務を委託した件 二八
  - 農地中間管理機構を指定した件 二九
  - 入会林野整備計画を適当と決定した件 二九
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二九
  - 土地区画整理組合の解散を認可した件 二九

## 告 示

### 福島県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の
事業所の
事業者の
事業者の主たる
指定年月日
サービス

名 称	所在地	名 称	事務所の所在地	平成二十六年	の 種 類
福島寿光会 病院	福島市北町 一―四〇	医療法人五 光会	福島県福島市北 町一―四〇	四月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
保原薬局松 川店	同 市松川 町沼袋字北 原八五―一	株式会社福 島医療サー ビス	同 県伊達市保 原町字城ノ内五 七―一	同 年 二月一日	居宅療養 管理指導
そうごう薬 局旭町店	南相馬市原 町区旭町三 ―二四	総合メディ カル株式会 社	福島県福岡市中 央区天神二―一 四―八	同 年 四月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
訪問看護ス テーション なごみ	相馬市沖ノ 内一―二― 八	特定非営利 活動法人相 双に新しい 精神科医療 保健福祉シ ステムをつ くる会	福島県相馬市沖 ノ内一―二―八	同 日	訪問看護 介護予 防訪問看 護
西会津町訪 問看護事業 所	耶麻郡西会 津町登世島 字田畑乙二 〇四二―一六 五	西会津町	同 県耶麻郡西 会津町野沢字下 小屋上乙三二六 一	同 月二一日	同
ひかり指定 居宅介護支 援事業所	福島市北原 四四―一一	有限会社愛 和	同 県福島市北 原四四―一一	同 年 三月一日	居宅介護 支援事業
デイサービ ス	同 市伏拝	株式会社ユ 和	同 県双葉郡富	同 日	通所介護



事業所「ふ るさと」い いざか	一七	一	介護 介 護予防認 知症対応 型通所介 護
グループホー ムせせらぎ	田村市船引 町船引字上 江一四八一 二	富士工業株 式会社	認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護
		同 県田村市滝 根町菅谷沖田 一五	
		同 年 四月一日	

(社会福祉課)

福島県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称 保原タクシー・ まるわけアステー ション	事業所の所在地		事業者の 名称 丸和保原 タクシー	事業者の主たる 事務所の所在地 福島県伊達市保 原町字九一―一四
	変更前	変更後		
	伊達市保原町字 泉町一〇五―一	伊達市保原町字 九一―一四	有 限 会 社	福 島 県 伊 達 市 保 原 町 字 九 一 ― 一 四

(社会福祉課)

福島県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称 保原タクシー・ まるわけアステー ション	事業所の所在地 伊達市保原町字 九一―一四	事業者の 名称 丸和保原 タクシー	事業者の主たる事務所の所在地	
			変更前	変更後
		有 限 会 社	福 島 県 伊 達 市 保 原 町 字 泉 町 一 〇 五 ― 一	福 島 県 伊 達 市 保 原 町 字 九 一 ― 一 四

(社会福祉課)

福島県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の 名称 居宅介護 事業所で んでん虫	事業所の 所在地 相馬市中 野字北反 町八五	事業者の 名称 特定非営 利活動法 人ひまわ りの家	事業者の主たる 事務所の所在地 福島県相馬市中 村字新町一九一	廃止年月日 平成二六年三月 三一日	サービ スの 種類 訪問介護 介護予 防訪問介 護
------------------------------------	------------------------------------	---	--	-------------------------	---

(社会福祉課)

福島県告示第百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月十三日

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

**福島県告示第二百九十一号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。  
平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 農地中間管理機構の名称及び住所  
1 名称  
公益財団法人福島県農業振興公社
- 2 住所  
福島県福島市中町八番二号
- 二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
福島県福島市中町八番二号
- 三 農地中間管理事業の開始の日  
平成二十六年五月一日

(農業担い手課)

**福島県告示第二百九十二号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、岩下入会林野整備組合長星寛から平成二十六年一月二十四日付で申請のあった番屋入会林野整備計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十六年五月十四日から  
同 年六月十二日まで (三十日間)
- 三 縦覧場所

福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、福島県南会津農林事務所森林林業部及び南会津町役場  
(林業振興課)

**福島県告示第二百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
相馬市山上字上並木一八九の三・一八九の四（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林保全課)

**福島県告示第二百九十四号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。  
平成二十六年五月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 解散の理由 事業の完成
- 四 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 五 解散認可の年月日 平成二十六年五月二日

(まちづくり推進課)